

静かなまちに

施設を設置する事業者の方へ
騒音・振動防止のために

 新潟市

工場・事業場の皆さんへ

- ◎**特定（指定）施設を設置する場合**は事前に届出が必要です。
遅滞なく届出を行い、「騒音や振動の規制に関する基準」を遵守してください。
- ◎特定（指定）施設を設置する際には、できる限り周辺地域の方々に影響を与えないよう、次の点に配慮して下さい。
 - 騒音の発生を防止するための措置（消音器の設置、遮音塀の設置等）や振動の発生を防止するための措置（防振ゴムの設置、空気ばねの設置等）を講じるとともに、作業方法や施設の配置などにも十分配慮し、周辺への騒音・振動の影響を最小限にするよう努めてください。
 - 低騒音・低振動型の機器を積極的に採用するよう努めてください。
 - 施設設置後の維持管理を適正に行い、想定外の騒音・振動の発生予防に努めてください。
 - 施設の設置により、近隣の住宅等に影響を及ぼすことが考えられる場合には、地元説明会を開催する等、近隣住民の方々の理解を得るよう努めてください。
 - 施設から発生する騒音・振動について苦情が生じた場合には、事業者の責任において誠意をもって早急に解決を図ってください。
- ◎**深夜に飲食店等の営業を営む場合**は、「騒音の規制に関する基準」を遵守し、音響機器の使用の制限を守ること、周辺地域の方々に影響を与えないよう配慮して下さい。
- ◎**商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合**は、使用方法や時間帯等の規制を遵守して下さい。

目 次

1. 特定（指定）施設について	1
・騒音の届出が必要な地域と規制基準	2～3
・騒音の届出が必要な施設	4～5
・振動の届出が必要な地域と規制基準	6～7
・振動の届出が必要な施設	8～9
・届出書について	10
・騒音・振動の目安	11
2. その他の騒音規制について	12～13
騒音届出書・届出書記載例	14～15
振動届出書・届出書記載例	16～17
問い合わせ先・届出先	裏表紙

1. 特定（指定）施設について

- ◎**あなたの工場・事業場はどこにありますか？届出の必要な地域ですか？**
（届出地域は2～3ページ（騒音）、6～7ページ（振動）の表をご覧ください）
- ◎**あなたの工場・事業場にはどんな施設（機械）を設置しますか？**
その施設（機械）は届出が必要な施設（特定施設・指定施設）ですか？
（特定施設とは法で定められている施設、指定施設とは条例で定められている施設です）
（施設の種類の4～5ページ（騒音）、8～9ページ（振動）の表をご覧ください）
- 該当する場合は届出し、規制基準を守る必要があります



- ①**届出の義務**
 - 指定地域内において工場・事業場に特定（指定）施設を設置する場合は、**設置工事開始の30日前までに届出が必要です。**※1 ※2
 - 施設（機械）を増設する場合、新しい種類の施設（機械）を設置する場合などには、**設置工事開始の30日前までに届出が必要なことがあります。**※1 ※2
 - 社名や、代表者を変更した場合、また届出済みのすべての施設（機械）の使用を廃止した場合は、**その日から30日以内に届出が必要です。**
 - ・届出先は施設（機械）を設置する地域の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。→届出先は裏表紙をご覧ください
 - ・届出書は、新潟市のホームページからダウンロードすることも出来ます。
 - ・窓口での届出だけでなく、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）を利用した「電子届出」を行うことができます。
→詳しくは11ページをご覧ください
- ②**規制基準の遵守義務**
 - 特定（指定）施設を設置する工場・事業場は、その敷地境界線上において規制基準を守らなければなりません。
→規制基準は2～3ページ（騒音）、6～7ページ（振動）の表をご覧ください。

※1 騒音と振動両方の届出が必要な施設もあります。
※2 法で定める特定施設がある場合、条例で定める指定施設の届出は不要です。

騒音の届出が必要な地域と規制基準

区 域 の 区 分	(騒音規制法・市条例が 適用される区域)	指 定 地 域 (届出の必要な地域：規制基準が適用される地域)								規 制 基 準 (敷地境界線で守らなければならない値)										
		北 区	東 区	中央区	江南区	秋葉区	南 区		西 区	西蒲区	昼 間	夕	夜 間	朝						
第 1 種区域	風致地区	—	—	○	—	—	—		—	—	午前 8 時～午後 6 時 5 0 デシベル	午後 6 時～午後 9 時 4 0 デシベル	午後 9 時～翌日午前 6 時 4 0 デシベル	午前 6 時～午前 8 時 4 0 デシベル						
	第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○		○	—										
	第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	—	—		○	○										
	上記以外で届出の必要な地域	—	—	—	—	—	—		寺地の一部	—										
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○		○	○	午前 8 時～午後 6 時 5 5 デシベル	午後 6 時～午後 9 時 5 0 デシベル	午後 9 時～翌日午前 6 時 4 5 デシベル	午前 6 時～午前 8 時 5 0 デシベル						
	第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	—		○	○										
	第一種住居地域	○	○	○	○	○	○		○	○										
	第二種住居地域	○	○	○	—	○	○		○	○										
	準住居地域	○	○	○	○	○	—		○	○										
	上記以外で届出の必要な地域	浦ノ入の一部 木崎の一部 樋ノ入の一部	—	—	横越上町一丁目の一部 横越の一部 早通一丁目 早通二丁目	小須戸の一部	鯉潟の一部 鯉潟一丁目の一部 和泉の一部 上新田の一部 神屋の一部 北田中の一部 小坂の一部 十五間の一部 上下諏訪木の一部 七軒の一部 白根ノ内七軒の一部 高井興野の一部 高井東一丁目 高井東二丁目の一部 高井東三丁目	戸頭の一部 新飯田の一部 根岸の一部 能登の一部 白根古川の一部 保坂の一部 味方の一部 居宿の一部 大倉の一部 大倉新田の一部 山王の一部 山王新田の一部 西白根の一部 七穂の一部 吉江の一部 吉田新田の一部	立仏の一部 鳥原の一部 金巻の一部	川崎の一部 鯉の一部 善光寺の一部 曾根の一部 旗屋の一部 槇島の一部 松崎の一部 潟浦新の一部 上小吉の一部 高野宮の一部 河間の一部 小吉の一部 中之口の一部 東小吉の一部 東船越の一部 三ツ門の一部 門田の一部 赤館の一部 巻甲の一部 堀山新田の一部 巻乙の一部 割前の一部										
		第 3 種区域	近隣商業地域	○	○	○	○	○	○						○	○	午前 8 時～午後 8 時 6 5 デシベル	午後 8 時～午後 1 0 時 6 0 デシベル	午後 1 0 時～翌日午前 6 時 5 0 デシベル	午前 6 時～午前 8 時 6 0 デシベル
			商業地域	○	—	○	○	○	○						○	○				
			準工業地域	○	○	○	○	○	○						○	○				
		上記以外で届出の必要な地域	木崎の一部 笹山の一部	—	長潟の一部 姥ヶ山の一部	横越上町一丁目の一部	小須戸の一部	鯉潟の一部 上塩俵の一部 上新田の一部 神屋の一部 小坂の一部 小蔵子の一部 十五間の一部 下塩俵の一部 七軒の一部	田中的一部分 戸頭の一部 中塩俵の一部 新飯田の一部 根岸の一部 白根古川の一部 保坂の一部 居宿の一部 西白根の一部	寺地の一部 山田の一部 鳥原の一部 大野町の一部					曾根の一部 旗屋の一部 高野宮の一部 小吉の一部 長場の一部 針ヶ曾根の一部 東小吉の一部 門田の一部 六分					
			第 4 種区域	工業地域	○	○	○	○	○	○					—	○	午前 8 時～午後 8 時 7 0 デシベル	午後 8 時～午後 1 0 時 6 5 デシベル	午後 1 0 時～翌日午前 6 時 6 0 デシベル	午前 6 時～午前 8 時 6 5 デシベル
		上記以外で届出の必要な地域		内島見の一部 木崎の一部 笹山の一部 樋ノ入の一部	—	—	—	—	—						—	赤館の一部 安尻の一部 下和納の一部				

- ・ 特定施設（または指定施設）を有する工場等が、第 3 種区域、第 4 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容区域内にある場合は、この表の規制基準から 5 デシベルを減じた基準値とします。
- ・ 指定施設を有する工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が当該隣接する区域の基準たとえば、第 3 種区域にある指定施設を有する工場は、隣りに第 1 種区域がある場合、この接する部分においては第
- ・ 指定地域の詳細は、新潟市地図情報サービスにいがた e マップ (<https://niigata.e-map.geogeo.jp/maps?mode=the>

施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周辺おおむね 5 0 メートルの
値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、隣接する区域の基準値とします。
1 種区域の規制基準を守らなければなりません。

me&lid=9&mid=28) を確認してください。



騒音の届出が必要な施設（特定施設・指定施設）

施設の種類		騒音規制法で定める能力	新潟市生活環境の保全等に関する 条例で定める能力	
金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が ２２．５キロワット以上のもの	すべてのもの	
	製管機械	すべてのもの	—	
	ベンディングマシン	ロール式の定格出力が ３．７５キロワット以上のもの	ロール式のすべてのもの	
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	—	
	機械プレス	加圧能力が ２９４キロニュートン以上のもの	すべてのもの	
	せん断機	定格出力が ３．７５キロワット以上のもの	原動機を使用するすべてのもの	
	鍛造機	すべてのもの	—	
	ワイヤーフォーミングマシン			
	タンブラー			
	ブラスト	タンブラスト以外のもので、 密閉式のものを除くすべてのもの		
	切断機	といしを用いるもの	高速切断機のすべてのもの	
	研磨機	—	工具用を除くすべてのもの	
自動旋盤	—	棒材加工用のすべてのもの		
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	—	
	チップー	定格出力が ２．２５キロワット以上のもの	すべてのもの	
	碎木機	すべてのもの	—	
	帯のこ盤	製材用	定格出力が １５キロワット以上のもの	定格出力が ０．７５キロワット以上のもの
		木工用	定格出力が ２．２５キロワット以上のもの	
	丸のこ盤	製材用	定格出力が １５キロワット以上のもの	
		木工用	定格出力が ２．２５キロワット以上のもの	
	かんな盤	定格出力が ２．２５キロワット以上のもの		

施設の種類		騒音規制法で定める能力	新潟市生活環境の保全等に関する条例で定める能力
バーナー 〔ボイラー、冷温水発生器 等〕		—	燃烧能力が重油換算で１時間当たり１５リットル以上（ガスの場合は１時間当たり２４立方メートル以上のもの）
冷凍機 〔業務用パッケージエアコン、チラー、GHP 等〕		—	すべてのもの （家庭用エアコンを除く）
クーリングタワー〔冷却塔〕		—	定格出力が ０．７５キロワット以上のもの
空気圧縮機〔コンプレッサー〕 及び 送風機〔ファン〕		定格出力が ７．５キロワット以上のもの	定格出力が ３．７５キロワット以上のもの
ポンプ		—	水中ポンプを除く、定格出力が ３．７５キロワット以上のもの
スチームクリーナー		—	すべてのもの
抄紙機		すべてのもの	—
印刷機械		原動機を用いるすべてのもの	
遠心分離機		—	直径１．２メートル以上のもの
土石用 又は 鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい 及び 分級機		定格出力が ７．５キロワット以上のもの	—
集じん機		—	すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱 又は コンクリートブロック製造機			
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	—
鋳造型機		ジョルト式のもの	
建設用資材 製 造 機 械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く、 混練容量が０．４５立方メートル以上のもの	
	アスファルトプラント	混練重量が２００キログラム以上のもの	
繊維機械	織機	原動機を使用するすべてのもの	すべてのもの
	撚糸機	—	
穀物用製粉機		ロール式の定格出力が ７．５キロワット以上のもの	—
天井走行クレーン 及び 門型走行クレーン		—	定格出力が ７．５キロワット以上のもの
電気炉		—	すべてのもの
キューボラ			
ドラム缶洗浄機			

振動の届出が必要な地域と規制基準

区 域 の 区 分		(振動規制法・市条例が 適用される区域)	指 定 地 域 (届出の必要な地域：規制基準が適用される地域)								規 制 基 準 (敷地境界線で守らなければならない値)								
振動規制法	市条例		北 区	東 区	中央区	江南区	秋葉区	南 区		西 区	西蒲区	昼 間	夜 間						
第 1 種区域	第 1 種区域	風致地区	—	—	○	—	—	—	—	—	—	午前 8 時～午後 7 時 6 0 デシベル	午後 7 時～翌日午前 8 時 5 5 デシベル						
		第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	—								
		第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	—	—	—	○	○								
		上記以外で届出の必要な地域	—	—	—	—	—	—	—	寺地の一部	—								
	第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	—	—	○	○								
		第一種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		第二種住居地域	○	○	○	—	○	○	○	○	○								
		準住居地域	○	○	○	○	○	—	—	○	○								
		上記以外で届出の必要な地域	浦ノ入の一部 木崎の一部 樋ノ入の一部	—	—	—	横越上町一丁目の一部 横越の一部 早通一丁目 早通二丁目	小須戸の一部	鵜潟の一部 鵜潟一丁目の一部 和泉の一部 上新田の一部 神屋の一部 北田中の一部 小坂の一部 十五間の一部 上下諏訪木の一部 七軒の一部 白根ノ内七軒の一部 高井興野の一部 高井東一丁目 高井東二丁目の一部 高井東三丁目	戸頭の一部 新飯田の一部 根岸の一部 能登の一部 白根古川の一部 保坂の一部 味方の一部 居宿の一部 大倉の一部 大倉新田の一部 山王の一部 山王新田の一部 西白根の一部 七穂の一部 吉江の一部 吉田新田の一部	立仏の一部 鳥原の一部 金巻の一部 曾根の一部 旗屋の一部 榎島の一部 松崎の一部 潟浦新の一部 上小吉の一部 高野宮の一部 河間の一部 小吉の一部 中之口の一部 東小吉の一部 東船越の一部 三ツ門の一部 門田の一部 赤鑑の一部 巻甲の一部 堀山新田の一部 巻乙の一部 割前の一部								
			第 2 種区域	第 3 種区域	近隣商業地域	○	○	○	○	○	○			○	○	○	午前 8 時～午後 8 時 6 5 デシベル	午後 8 時～翌日午前 8 時 6 0 デシベル	
					商業地域	○	—	○	○	○	○			○	○	○			○
					準工業地域	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○
				上記以外で届出の必要な地域	木崎の一部 笹山の一部	—	長潟の一部 姥ヶ山の一部	横越上町一丁目の一部	小須戸の一部	鵜潟の一部 上塩俵の一部 上新田の一部 神屋の一部 小坂の一部 小蔵子の一部 十五間の一部 下塩俵の一部 七軒の一部	田中的一部分 戸頭の一部 中塩俵の一部 新飯田の一部 根岸の一部 白根古川の一部 保坂の一部 居宿の一部 西白根の一部			寺地の一部 山田の一部 鳥原の一部 大野町の一部	曾根の一部 旗屋の一部 高野宮の一部 小吉の一部 長場の一部 針ヶ曾根の一部 東小吉の一部 門田の一部 六分				
					第 4 種区域	工業地域	○	○	○	○	○			○	—	○			
上記以外で届出の必要な地域	内島見の一部 木崎の一部 笹山の一部 樋ノ入の一部					—	—	—	—	—	—	—	赤鑑の一部 安尻の一部 下和納の一部						
第 1 種区域	風致地区				—	—	○	—	—	—	—	—	—						
	第一種低層住居専用地域				○	○	○	○	○	○	○	○	—						
	第二種低層住居専用地域				○	○	○	○	—	—	—	○	○						
	上記以外で届出の必要な地域	—			—	—	—	—	—	—	寺地の一部	—							
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域	○			○	○	○	○	○	○	○	○							
	第二種中高層住居専用地域	○			○	○	○	○	—	—	○	○							
	第一種住居地域	○			○	○	○	○	○	○	○	○							
	第二種住居地域	○			○	○	—	○	○	○	○	○							
	準住居地域	○			○	○	○	○	—	—	○	○							
	上記以外で届出の必要な地域	浦ノ入の一部 木崎の一部 樋ノ入の一部	—	—	—	横越上町一丁目の一部 横越の一部 早通一丁目 早通二丁目	小須戸の一部	鵜潟の一部 鵜潟一丁目の一部 和泉の一部 上新田の一部 神屋の一部 北田中的一部分 小坂の一部 十五間の一部 上下諏訪木の一部 七軒の一部 白根ノ内七軒の一部 高井興野の一部 高井東一丁目 高井東二丁目の一部 高井東三丁目	戸頭の一部 新飯田の一部 根岸の一部 能登の一部 白根古川の一部 保坂の一部 味方的一部分 居宿の一部 大倉の一部 大倉新田の一部 山王の一部 山王新田の一部 西白根の一部 七穂の一部 吉江の一部 吉田新田の一部	立仏の一部 鳥原の一部 金巻の一部 曾根の一部 旗屋の一部 榎島の一部 松崎の一部 潟浦新の一部 上小吉の一部 高野宮の一部 河間の一部 小吉の一部 中之口の一部 東小吉の一部 東船越の一部 三ツ門の一部 門田の一部 赤鑑の一部 巻甲の一部 堀山新田の一部 巻乙の一部 割前的一部分									

振動の届出が必要な施設（特定施設・指定施設）

施設の種類		振動規制法で定める能力	新潟市生活環境の保全等に関する条例で定める能力
金属加工機械	圧延機械	—	すべてのもの
	製管機械		
	ベンディングマシン		
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスに限る
	機械プレス	すべてのもの	—
	せん断機	定格出力が １キロワット以上のもの	
	鍛造機	すべてのもの	
	ワイヤーフォーミングマシン	定格出力が ３７．５キロワット以上のもの	すべてのもの
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	—
	チップパー	定格出力が ２．２キロワット以上のもの	
冷凍機に用いるものを除く、 圧縮機		一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、定格出力が ７．５キロワット以上のもの	定格出力が ３．７５キロワット以上のもの※

※一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして
環境大臣が指定する低振動型圧縮機を含む



低振動型圧縮機の標識

施設の種類	振動規制法で定める能力	新潟市生活環境の保全等に関する条例で定める能力
ポンプ	—	水中ポンプを除く、定格出力が ３．７５キロワット以上のもの
遠心分離機	—	直径１．２メートル以上のもの
土石用 又は 鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい 及び 分級機	定格出力が ７．５キロワット以上のもの	すべてのもの
コンクリート管 又は コンクリート柱製造機械	定格出力の合計が １０キロワット以上のもの	
コンクリートブロック製造機械	定格出力の合計が ２．９５キロワット以上のもの	
織機	原動機を使用するすべてのもの	—
ゴム練用 又は 合成樹脂練用ロール機	カレンダーロール機を除く、定格出力が ３０キロワット以上のもの	
ディーゼルエンジン 又は ガソリンエンジン	—	船舶又は車両の原動機を除く、定格出力が １５キロワット以上のもの
オシレーティングコンベア	—	すべてのもの
合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	—
鋳造型機	ジョルト式のもの	
印刷機械	定格出力が ２．２キロワット以上のもの	

届出書について

種 類	届出要件	届出期限	添付書類
特定（指定）施設 設置届出書	施設を新設する場合	設置工事開始の ３０日前まで	・工場等平面図 （施設設置場所） ・付近見取図
特定施設使用届出書 指定施設使用届出書	・新たに指定地域となった 場合 ・新たに特定（指定）施設 となった場合	指定地域となった日 または特定（指定） 施設となった日から ３０日以内	
特定（指定）施設の種 類及び能力ごとの数・ 特定（指定）施設の使 用の方法・騒音又は振 動の防止の方法 変更届出書※	・施設を増設する場合 ・新しい種類の施設を設 置する場合 ・使用の方法、騒音・振 動の防止の方法の変更を 行う場合	工事開始の ３０日前まで	
氏名等変更届出書	社名や代表者、所在地など に変更があった場合	変更後 ３０日以内	—
承継届出書	・施設を承継した場合 ・相続、合併があった場合	承継後 ３０日以内	—
特定（指定）施設 使用全廃届出書	すべての施設の使用を 廃止した場合	廃止の日から ３０日以内	—

※種類及び能力ごとの数・施設の使用の方法の変更届出書について
施設の入れ替え、増設を行う場合でも変更届出が不要な場合があります。

届出の不要な場合

振動	特定施設（法）	種類及び能力ごとの数を増加しない場合 （例１）同じ能力の施設の入れ替えであり、設置台 数が変わらないとき （例２）施設の入れ替えにより、能力が下がるとき
	指定施設（市条例）	種類ごとの数を減少する場合、種類ごとの直近 の届出数の２倍以内に増加する場合
騒音	特定施設（法）	（例１）施設の入れ替えであり、設置台数が変わら ないとき
	指定施設（市条例）	（例２）送風機を２台設置している工場に、送風機 を増設し４台にするととき

電子届出の利用について

新潟市では、新潟市オンラインシステム（e-NIIGATA）を利用した電子届出を行う事ができます。

①新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）に接続する。

新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）はこちら→
(<https://lgpos.task-asg.net/cu/151009/ea/residents/portal/home>)

②システムにログインする。（初めて利用する場合は、利用者登録が必要です。）

③手続き一覧（個人向け・事業者向けどちらでもOK）を選択し、キーワード検索で各種手続き
の名称（種類）を入力し、検索する。

④画面の指示に従って必要情報を入力し、最後に問題がなければ「申請する」を押す。

⑤申請完了



参 考

騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方2 m）
100 デシベル	電車が通るときのガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中
80 デシベル	電話のベル、地下鉄
70 デシベル	騒々しい事務所の中
60 デシベル	普通の会話
50 デシベル	静かな事務所、図書館

振動の大きさの例

100 デシベル	家壁にき裂を生じ、墓石などが倒れる
90 デシベル	家屋の動揺激しく、座りの悪い器物が倒れる
80 デシベル	家屋動揺、電灯や器内の水面が動く
70 デシベル	一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
60 デシベル	静止している人にだけ感じる
55 デシベル以下	感じない

2. その他の騒音規制について

（新潟市生活環境の保全等に関する条例による規制）

(1) 深夜における飲食店営業等の騒音規制

対 象 営 業	飲食店営業・カラオケ店営業	
規 制 時 間	午後１０時～翌日午前６時	
規 制 基 準	第１種区域	４０デシベル
	第２種区域	４５デシベル
	第３種区域	５０デシベル
	第４種区域	６０デシベル

- ・第３種区域、第４種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね５０メートルの区域内の規制基準は、この表から５デシベルを減じた値です。
- ・規制基準は、営業所の敷地境界線、又はこれに相当する場所における基準値です。
- ・区域については２～３ページの表をご覧ください。

(2) 音響機器の使用制限

飲食店営業・カラオケ店営業の営業者は、下記の対象区域においては、深夜に音響機器を使用してはいけません。

ただし、音響機器から発生する音が営業を営む場所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この規制は受けません。

対 象 区 域	第１種区域・第２種区域
使用禁止時間	午後１１時～翌日午前６時
対象音響機器	1. カラオケ装置 2. 録音再生装置（録音テープ又は録音盤の再生を行う装置） 3. ジュークボックス 4. 楽 器 5. 拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡大する機能を有する装置）

- ・区域については２～３ページの表をご覧ください。

(3) 拡声機の使用制限

商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて拡声機を使用してはいけません。

また、その他の商業宣伝を目的とした拡声機の使用については、下記のとおり制限があります。

使用禁止時間	午後９時～翌日午前６時			
使用禁止区域※１	第１種区域のうち、次の施設の敷地の周囲おおむね５０メートル以内の区域 1. 学校 2. 保育所 3. 病院及び患者の収容施設を有する診療所 4. 図書館 5. 特別養護老人ホーム 6. 幼保連携型認定こども園			
音 量 の 制 限※２		午前６時～ 午前８時	午前８時～ 午後６時	午後６時～ 午後９時
	第１種区域	４０デシベル	５０デシベル	４０デシベル
	第２種区域	５０デシベル	５５デシベル	５０デシベル
	第３種区域	６０デシベル	６５デシベル	６０デシベル
	第４種区域	６５デシベル	７０デシベル	６５デシベル

- ・区域については２～３ページの表をご覧ください。

※１ 自動車等により移動して使用する場合は、屋内で使用し周辺の生活環境を損なう恐れのない場合を除きます。

※２ 音量は、音源から３０メートルの地点において、上記の範囲内としてください。

特 定（指 定）施 設 設 置 届 出 書

騒 音

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

住 所

届出者 氏 名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

☐騒 音 規 制 法 第 6 条 第 1 項

☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第 44 条第 1 項

の規定により特定(指定)施設の設置について次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称				※ 整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地（電 話 番 号）				※ 施 設 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 事 業 内 容				※ 審 査 番 号	
常時使用する従業員数				※ 備 考	
騒 音 の 防 止 の 方 法					
特 定（指 定）施 設 の 種 類	メーカ－ 型 式 な ど	公称能力	数	使用開始時刻 （時：分）	使用終了時刻 （時：分）
注 1 ※印の欄には、記載しないでください。				※ 受 理 年 月 日	
2 添付書類は付近見取図と平面図（特定・指定施設：機械の位置を表示）で、届出部数は 1 部です。					
3 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。					

騒 音 記 載 例

設置者の代表者、又は代表者から委任を受けた者（委任を受けた者の場合は委任状を添付）

特 定（指 定）施 設 設 置 届 出 書

騒 音

設置工事開始の
30日前までに
提出する

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新 潟 市 長

住 所 新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 株式会社 〇〇〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇〇〇〇

☐騒 音 規 制 法 第 6 条 第 1 項

☒新潟市生活環境の保全等に関する条例第 44 条第 1 項

の規定により特定(指定)施設の設置について次のとおり届出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	株式会社〇〇 △△工場			整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地（電 話 番 号）	新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (025－〇〇〇－〇〇〇〇)			施 設 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 事 業 内 容	〇〇の製造			審 査 番 号	
常時使用する従業員数	30人			備 考	
騒 音 の 防 止 の 方 法	・冷凍機室外機は敷地境界から離隔し、防音壁を設置する ・バーナーには消音器を設置する ・低騒音機器を設置する				
特 定（指 定）施 設 の 種 類	メーカ－ 型 式 な ど	公 称 能 力	数	使用開始時刻 （時：分）	使用終了時刻 （時：分）
冷凍機(GHP)	〇〇、△△	〇〇KW	〇	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇
バーナー(ボイラー)	□□、△〇	〇㎡／時	□	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇
注 1 ※印の欄には、記載しないでください。				受 理 年 月 日	
2 添付書類は付近見取図と平面図（特定・指定施設：機械の位置を表示）で、届出部数は 1 部です。					
3 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。					

特 定（指 定）施 設 設 置 届 出 書

振 動

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

住 所

届出者 氏 名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

☐振 動 規 制 法 第 6 条 第 1 項

☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第 44 条第 1 項

の規定により特定(指定)施設の設置について次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称				※ 整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 （ 電 話 番 号 ）				※ 施 設 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 事 業 内 容				※ 審 査 番 号	
常時使用する従業員数				※ 備 考	
振 動 の 防 止 の 方 法					
特 定 （ 指 定 ） 施 設 の 種 類	メ ー カ ー 型 式 な ど	公称能力	数	使用開始時刻 （ 時 ： 分 ）	使用終了時刻 （ 時 ： 分 ）
注 1 ※印の欄には、記載しないでください。 2 添付書類は付近見取図と平面図（特定・指定施設:機械の位置を表示）で、届出部数は1部です。 3 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。				※ 受 理 年 月 日	

振 動 記 載 例

設置者の代表者、又は代表者から委任を受けた者（委任を受けた者の場合は委任状を添付）

特 定（指 定）施 設 設 置 届 出 書

振 動

設置工事開始の
30日前までに
提出する

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新 潟 市 長

住 所 新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 株式会社 〇〇〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇〇〇〇

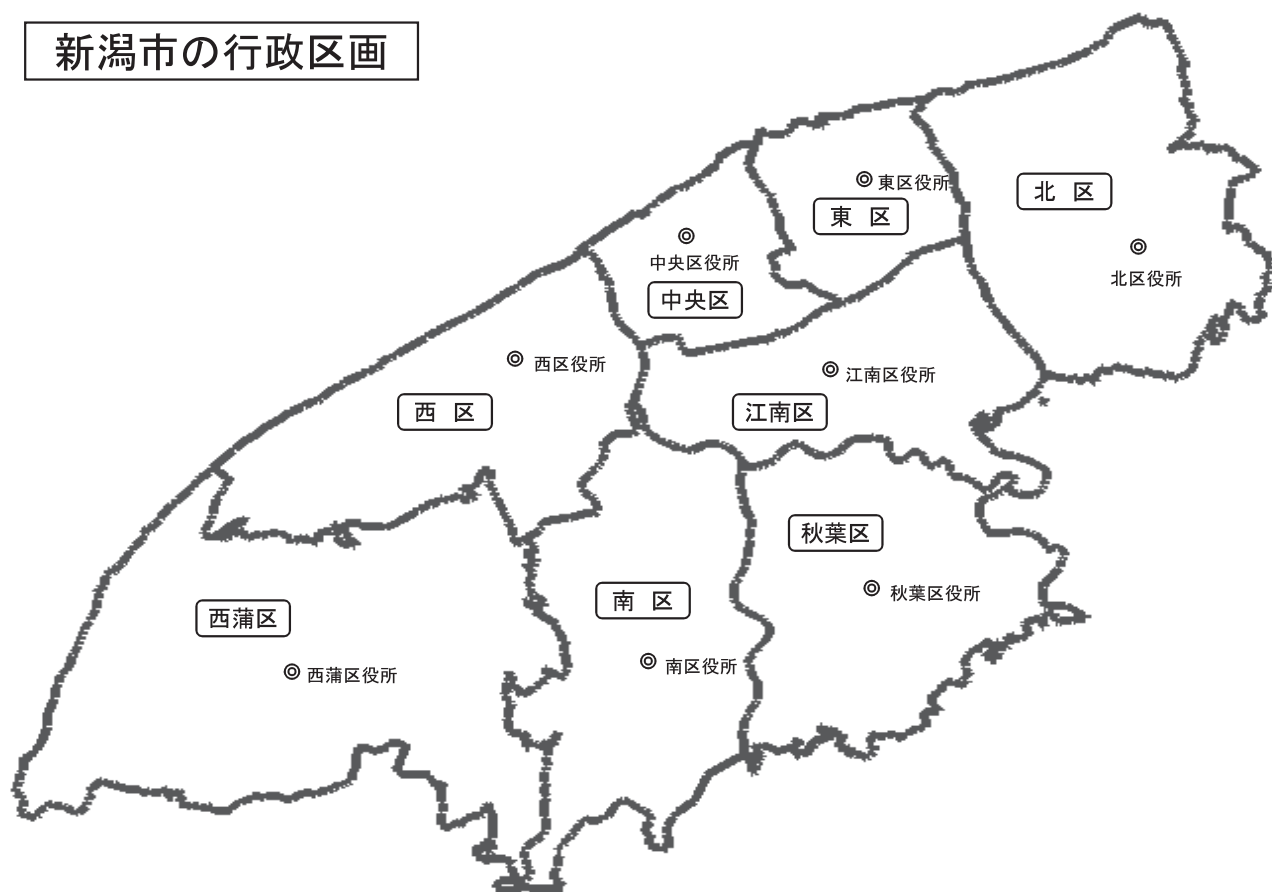
☐振 動 規 制 法 第 6 条 第 1 項

☒新潟市生活環境の保全等に関する条例第 44 条第 1 項

の規定により特定(指定)施設の設置について次のとおり届出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	株式会社〇〇 △△工場			整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 （ 電 話 番 号 ）	新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (025－〇〇〇－〇〇〇〇)			施 設 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 事 業 内 容	〇〇の製造			審 査 番 号	
常時使用する従業員数	20人			備 考	
振 動 の 防 止 の 方 法	・ポンプは機械室床面に強固に固定する ・圧縮機は防振架台に設置する ・防振ゴム(バネ)を設置する				
特 定 （ 指 定 ） 施 設 の 種 類	メ ー カ ー 型 式 な ど	公 称 能 力	数	使用開始時刻 （ 時 ： 分 ）	使用終了時刻 （ 時 ： 分 ）
ポンプ	〇〇、△△	〇〇KW	〇	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇
圧縮機	□□、△〇	〇〇KW	□	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇
注 1 ※印の欄には、記載しないでください。 2 添付書類は付近見取図と平面図（特定・指定施設:機械の位置を表示）で、届出部数は1部です。 3 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。				受 理 年 月 日	

新潟市の行政区画



◆問い合わせ先・届出先（施設を設置する地域の区役所）

北 区	区民生活課 生活環境係	〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号	☎ (025) 387 - 1295
東 区	区民生活課 生活環境係	〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号	☎ (025) 250 - 2285
中央区	窓口サービス課 生活環境係	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地	☎ (025) 223 - 7168
江南区	区民生活課 生活環境係	〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号	☎ (025) 382 - 4254
秋葉区	区民生活課 生活環境係	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地	☎ (0250) 25 - 5678
南 区	区民生活課 生活環境担当	〒950-1292 新潟市南区白根1235番地	☎ (025) 372 - 6145
西 区	区民生活課 生活環境係	〒950-2054 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号	☎ (025) 264 - 7261
西蒲区	区民生活課 生活環境係	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1	☎ (0256) 72 - 8312

発行・編集

新潟市環境部環境対策課 環境保全グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 ☎ (025) 226-1375

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/seikatukankyo/soonshindo/koujou/index.html>

2025年発行